

県外産業廃棄物搬入協定書

（以下「甲」という。）と秋田県（以下「乙」という。）とは、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

第2条 協定期間は、 年 月 日から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。

第3条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。

2 環境保全協力金の額は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第3条第2項の表に定める金額に条例第6条の規定により報告した県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。

3 環境保全協力金の額に100円未満の額があるときはその額を、環境保全協力金の全額が500円未満であるときは全額を切り捨てるものとする。

第4条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

乙 秋田市山王4丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

印